

税金の私物化を許さず、直ちに消費税減税・複数税率とインボイスの廃止を行なえ！



全国中小業者決起大会が開催される

民商も参加する全国中小業者団体連絡会は、一二日に東京・砂防会館にて決起大会を開催し、新潟民商からも七名の代表が参加しました。

午前中は新潟県選出の国会議員への請願行動が取り組まれました。国会開催中で会えない議員が多かったものの、石崎徹・泉田裕彦（自民党）、森ゆう子（自由党）、武田良介・井上哲士（共産党）各議員と懇談が行われました。

森議員は「消費税は五%に戻さないとダメ」と話して署名を受け取り、武田・井上両議員と藤野保史議員秘書（共産党）も紹介議員を承諾してくれました。

午後からは大会が開催され、冒頭に太田全商連会長は「消費税が一〇%に引き上げられて経済に深刻な事態が起きている。中小業者が生き延びて行くために野党連合政権を実現しよう」とあいさつしました。

来賓・連帯のあいさつが行われた後、各県の代表からの決意表明が行われ、大トリは新潟県の代表団。全員でステージに登壇し、渡部睦夫新商連会長が「消費税5%に引き戻させるために全力を尽くしたい」と決意表明しました。

大会終了後に砂防会館から日比谷公園までデモ行進を行い、参加者全員が大きな声でアピールしながら最後まで元気に行進しました。

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

20 年 2 月 24 日

宣伝カー運転手を募集します。

民商では確定申告期間に宣伝カーを運行します。それに伴い、宣伝カーを運転してもらえるボランティア（有償）を募集します。出られる日だけで結構です

期間 ~3月11日まで
(土・日は除きます)

詳しくは民商事務所まで
電話番号 243-0141

労働保険事務組合からのお知らせ

中小事業主等または一人親方の
労災保険に「特別加入」している皆さん

もうすぐ労働保険の「年度更新」の時期を迎えます。
来年度の(令和2年度)の「給付基礎日額」の変更を希望する方や、「特別加入」からの脱退を希望する方は、民商事務所までご連絡ください。
近日中にお知らせを郵送でお届けします。



日程

- ・ 2月29日(土) 三役会議
- ・ 3月2日(月) 理事会
- ・ 3月12日(木) 重税反対全国統一行動日

《大陽がん検診(再検査)状況》
陽性者46名に対し、再検査受診者(予約を含め) 12名です。
助成金最大1万円です。
これを機会に再検査しましょう。

南浜支部・確定申告作成班会

2月14日(金)南浜支部・太郎代班で確定申告作成班会が開催され、7名が集まりました。

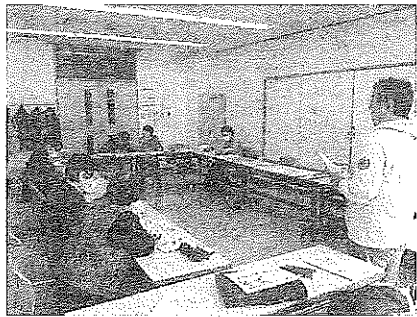
この班は全員が自主計算を行っており、ほとんどの方が下書きまで済ませてきます。

去年、南浜支部では婦人部を対象にした「女子会」が「森のTANUKIの音楽隊」を会場に開催されました。

その時に「確定申告が終わった頃に、また集まりを開けたらいい」という意見が出たので、今回の班会で相談した結果、3.13以降、婦人部で「申告」苦労さん会」を開催することが決まりました。

米山支部でも申告会が始まっています！

2月15日、2回目の申告会が開催されました。作成会に入る前、支部役員の松永さんが参加者に署名を募り、NYで開催される「原水爆禁止をめざす国際共同行動」に参加する全婦協副会長に託す「折り鶴」の折り方を教えながら集めていました。また、松本副会長が、署名の力で国保料の値上げを据え置きにさせたことや、インボイス制度は、売上が1,000万円以上の業者だけではなく、全ての業者に関わってくる大きな問題で、広く周りにも伝えて行く必要があると訴えていました。



亀田支部申告中島班開催！

2月6日、亀田支部にて申告班会1回目が開催されました。場所は例年どおり役員の黒井さん宅をお借りしておこないました。最初に湖東先生の消費税DVDをみて、役員の黒井さんからパネルを使いインボイス制度について参加者の方に説明をしてもらいました。その後申告書を役員、事務局協力し完成させていきました。待ち時間には5%引下げなど各署名を書いてもらい、申告書を完成させた方はホッと肩をなでおろしました。



医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和元年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。

明細書を作成し、申告書と一緒に提出。

平成 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制を受けられません。

住所		氏名	
1 医療費控除に関する事項			
<small>※医療費控除は、令和元年12月31日以前に支払った医療費を基礎として計算します。令和元年12月31日以後に支払った医療費は、令和2年以降の医療費控除の対象となります。</small>			
1.1 医療費控除の対象となる医療費	1.2 医療費控除の対象となる医療費	1.3 医療費控除の対象となる医療費	1.4 医療費控除の対象となる医療費
円	円	円	円
2 医療費(上記1以外)の明細			
2.1 医療費を支払った方	2.2 医療費を支払った方	2.3 医療費を支払った方	2.4 医療費を支払った方
氏名	支出の名称	医療費の区分	支払った医療費の額
			円
2の合計			
医療費の合計		A (2.1+2.2)	B (2.3+2.4)
3 控除額の計算			
支払った医療費	円	A	<small>※医療費控除額は、支払った医療費のうち、一定の金額を超えた部分に、一定の割合を乗じた額となります。</small>
基礎控除額	円	B	
控除額	円	C	
所得控除額	円	D	
所得控除額	円	E	
所得控除額	円	F	
所得控除額	円	G	

生命保険料控除

証明書に表示された新・旧生命保険料(一般)、介護医療保険料、新・旧個人年金保険料の区分に分けて計算。

計算欄

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料	
支払った保険料 (合計)	円 A	支払った保険料 (合計)	円 B
控除額		控除額	
① ②の金額	円	③の金額	円
~25,000円	円	④の金額	円
25,001円~50,000円	円 × 0.5 + 12,500円	円 × 0.5 + 12,500円	円 D
50,001円~	円 × 0.25 + 25,000円 (最高5万円)	円 × 0.25 + 25,000円 (最高5万円)	円

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払った保険料 (合計)	円 E	支払った保険料 (合計)	円 F	支払った保険料 (合計)	円 G
控除額		控除額		控除額	
⑤ ⑥の金額	円	⑦の金額	円	⑧の金額	円
~20,000円	円	⑨の金額	円	⑩の金額	円 J
20,001円~40,000円	円 × 0.5 + 10,000円	円 × 0.5 + 10,000円	円	円 × 0.5 + 10,000円	円
40,001円~	円 × 0.25 + 20,000円 (最高4万円)	円 × 0.25 + 20,000円 (最高4万円)	円	円 × 0.25 + 20,000円 (最高4万円)	円
合計	円 K	合計	円 L	合計	円 M

▶生命保険料控除額
生命保険料控除額 (K+L+M)

(最高12万円) 円 N